

議第182号

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例の制定について
京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例
京都市市街地景観整備条例の一部を次のように改正する。
第20条中「又は岸辺型的美観地区等」を「若しくは岸辺型的美観地区又は
沿道型的美観形成地区（五条通地区に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

沿道型的美観形成地区（五条通地区に限る。）について、植栽等の基準を定めることとする必要があるので提案する。